気象警報発表時の対応について

岐阜地方気象台から、学校が所在する地域、通学する経路の地域、生徒の居住する地域に気象警報（以下、警報とする）が発表された場合の生徒の対応は、下記のとおりとします。

記

1　登校前に警報が発表された場合

（1）午後３時に岐阜県全域または、中津川市（学校所在地）に警報が発表されている場合は、その日を臨時休業とし、生徒は家庭学習を行うこととします。

（2）午後３時に警報が発令されていなくても、道路の冠水、河川の増水等により登校することが危険な場合や、交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校はしないこととします。また、今後警報の発表が予想され、登校に危険があると考えられる場合にも、登校はしないこととします。これらの場合には、必ず学校に連絡してください。

（3）午後３時に、生徒が居住する地域、または通学する経路の地域に警報が発表されているが、中津川市（学校所在地）に警報が発表されていない場合は、その地域の生徒は登校せず家庭学習を行うこととします。この場合、学校では授業が行われますが、当該生徒は出席停止の扱いとします。

（4）午後３時よりも前に警報が解除された場合には、通常の授業を実施します。
この場合であっても、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合や、交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校はしないこととします。
その際は、必ず学校に連絡してください。当該生徒は出席停止の扱いとします。

2　登校途中に警報が発表された場合

（1）　警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅してください。

（2）　警報が発表された時点で、時間的・地理的に学校に近く、学校に登校する方がより安全が確保される場合には、そのまま登校して学校で待機することも可とします。

3　登校後に警報が発表されたり、警報発表が予想される場合

（1）この場合は、学校でそのまま待機し、警報が解除された後に帰宅することを原則とします。 ただし、生徒の帰宅に安全上問題がないと学校が判断した場合に

は、警報解除を待たずに帰宅することもあります。また、成人している生徒や、家がごく近い生徒などは、本人と学校が協議して対応を決めることがあります。

（２） 状況によって、ご家庭に迎えをお願いして帰宅することがあります。

（３）状況によって、下校時刻を変更して下校することがあります。

（４）上記（２)、（３）の場合は、学校からご家庭に連絡をします。

（５）上記（３）により帰宅した場合は、生徒は自宅へ到着したことを次の方法により学校へ連絡してください。

ア 「すぐーる」による帰宅確認連絡が送信されている場合は、そのアンケートに返信することにより報告する。

イ その他の場合は、学校へ電話で連絡をする。

電話（定時制直通） ０５７３－６６－１３１３

４ その他

（１） 気象警報は市町村ごとに発表されます。テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意してください。

（２） 警報が発表されている時や発表が予想される場合には、学校からの情報に注意してください。

（３） 休日に警報が発表されたり、警報の発表が予想される場合には、外出を控え、自宅や避難所等で安全を確保してください。部活動などの学校行事が予定されている場合には、顧問の指示にしたがって行動してください。